

中部運輸局
自動車交通部

令和7年3月25日 14時00分発表

連絡先 中部運輸局自動車交通部
旅客第二課 本田、細川、竹中
Tel 052-952-8036

名古屋地区のタクシー運賃改定申請のお知らせ

令和7年3月24日、愛知県名古屋市のつばめ自動車株式会社から下記のとおり一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金変更認可申請書（運賃改定）が提出されましたのでお知らせします。

なお、名古屋地区（※1）において、本申請の日から3ヶ月の間に、申請書を提出した法人タクシー事業者の合計車両数（※2）が5割以上となった場合、運賃改定要否の判断を行うこととなります。

記

1. 申請者

法人名：つばめ自動車 株式会社
住 所：愛知県名古屋市中区栄一丁目21番17号

2. 運賃及び料金変更認可申請の概要（普通車申請分）

【初乗運賃】

車種区分	申請運賃	現行運賃
普通車	0.8kmまで 500円	1.011kmまで 500円

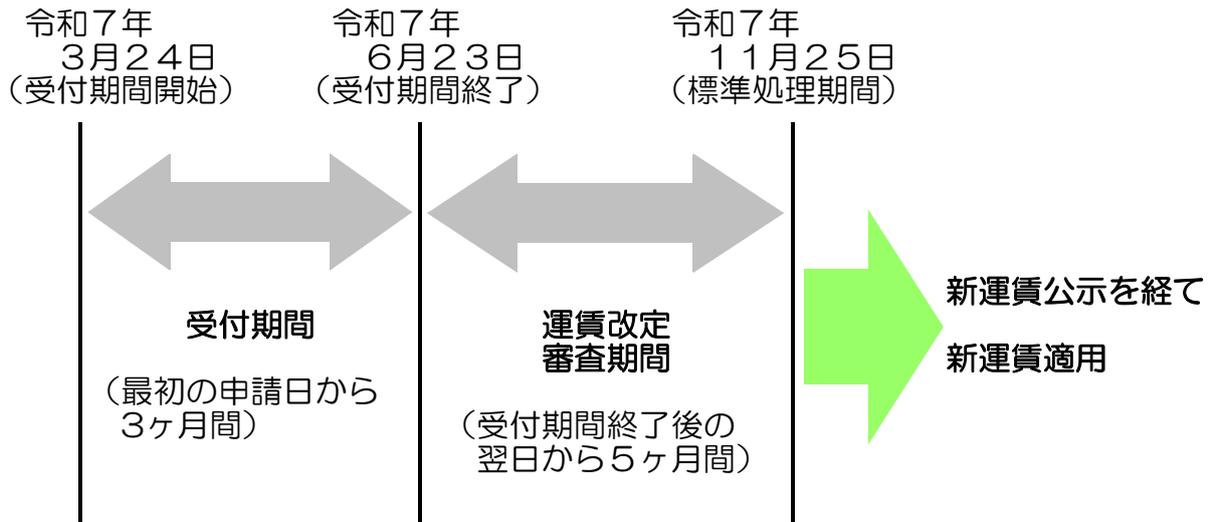
【加算運賃】

車種区分	申請運賃	現行運賃
普通車	232mまで 100円	232mまで 90円

（※1）名古屋地区（運賃が適用される地域、次ページ略図参照）
愛知県のうち、名古屋市、瀬戸市、津島市、尾張旭市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、あま市、長久手市、愛知郡東郷町、西春日井郡豊山町、海部郡大治町、海部郡蟹江町、海部郡飛島村（12市4町1村）

（※2）名古屋地区 事業者数及び車両数（令和7年3月24日現在）
事業者数：63者
車両数：4,712両 ※5割以上＝2,356両

【今後の予定スケジュール】



※ 受付期間中に、申請書を提出した法人タクシー事業者の合計車両数が5割に達しなかった場合、運賃改定手続は見送ります。
受付期間中に、申請書を提出した法人タクシー事業者の合計車両数が5割に達したものの、申請書を提出した事業者のうち、標準的経営を行っている事業者の実績年度及び実績年度の翌年度の加重平均収支率が、いずれも100%を超える場合、運賃改定手続は見送ります。

【名古屋地区略図】

「名古屋地区」とは、下地図の黄色部分です。

